

○加賀市個人情報保護条例施行規則

平成17年10月1日

規則第15号

改正 平成27年9月30日規則第38号

平成28年3月29日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀市個人情報保護条例(平成17年加賀市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号とする。

(死者に関する保有個人情報の開示請求)

第4条 条例第14条第3項に規定する死者に関する保有個人情報の開示請求をすることができる場合は、次に掲げる者が開示請求を行う場合とする。

- (1) 当該死者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)及び2親等以内の血族
- (2) 死者の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人)であった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が、加賀市個人情報保護審査会の意見を聴いて、開示請求をできると認めた者

(開示請求書)

第5条 条例第15条第1項に規定する請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)とする。

(本人等の証明に必要な書類)

第6条 条例第15条第2項及び第3項(条例第25条第4項において準用する場合を含む。)、条例第28条第3項並びに条例第33条第2項に規定する本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この条において同じ。)であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止等請求をする場合(以下「開示請求等をする場合」という。) 運転免許証、旅券その他これらに類する書類

(2) 法定代理人が開示請求等をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書、委任状(本人の委任による代理人に限る。)その他法定代理人であることを証明する書類

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 条例第20条に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書(様式第4号)

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 保有個人情報非開示決定通知書(様式第5号)

イ 条例第19条の規定により開示請求を拒否する場合 保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(様式第6号)

ウ 保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在による非開示決定通知書(様式第7号)

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書等)

第8条 条例第21条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)とする。

2 条例第22条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第9号)とする。

(事案移送通知書)

第9条 条例第23条第1項に規定する書面は、事案移送通知書(様式第10号)とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条 条例第24条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求年月日

(2) 市長が特定した保有個人情報のうち、第三者に関する情報の内容

(3) 意見書の提出を求める理由

(4) 意見書の提出先及び提出期限

- 2 条例第24条第1項及び第2項に規定する通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(様式第11号)によるものとする。
- 3 条例第24条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(様式第12号)とする。
- 4 条例第24条第3項に規定する書面は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書(様式第13号)とする。

(開示請求等の特例)

第11条 条例第26条第2項の保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、個人情報取扱事務により開示請求に係る本人に交付された受験票その他の書類で市長が適当と認めるものとする。

- 2 条例第26条第3項の実施機関が定める方法は、開示する保有個人情報を記載した書面の閲覧、交付その他市長が適当と認める方法とする。

(訂正請求書)

第12条 条例第28条第1項に規定する請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第14号)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第13条 条例第30条第1項又は第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(様式第15号)
- (2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 保有個人情報一部訂正決定通知書(様式第16号)
- (3) 保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定 保有個人情報非訂正決定通知書(様式第17号)

- 2 条例第30条第4項において準用する条例第24条第3項に規定する書面は、保有個人情報の訂正決定をした旨の通知書(様式第17号の2)とする。

(個人情報訂正決定等期間延長通知書等)

第14条 条例第31条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第18号)とする。

- 2 条例第31条第3項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第19号)とする。

(利用停止等請求書)

第15条 条例第33条第1項に規定する請求書は、保有個人情報利用停止等請求書(様式第20号)とする。

(保有個人情報利用停止等決定通知書等)

第16条 条例第35条第1項又は第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)の全部の利用停止等をする旨の決定 保有個人情報利用停止等決定通知書(様式第21号)

(2) 保有個人情報の一部の利用停止等をする旨の決定 保有個人情報部分利用停止等決定通知書(様式第22号)

(3) 保有個人情報の全部の利用停止等をしない旨の決定 保有個人情報非利用停止等決定通知書(様式第23号)

2 条例第35条第4項において準用する条例第24条第3項に規定する書面は、保有個人情報の利用停止等を決定した旨の通知書(様式第23号の2)とする。

(保有個人情報利用停止等決定等期間延長通知書等)

第17条 条例第36条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止等決定等期間延長通知書(様式第24号)とする。

2 条例第36条第3項に規定する書面は、保有個人情報利用停止等決定等期間特例延長通知書(様式第25号)とする。

(諮問等)

第18条 条例第38条に規定する通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第26号)によるものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第18条の2 条例第39条に規定する書面は、審査請求に係る第三者情報の開示決定等についての通知書(様式第27号)とする。

(審査請求人等への意見照会)

第18条の3 条例第45条第2項の規定による意見照会は、意見書又は資料の送付に係る意見照会書(様式第28号)によるものとする。

2 条例第45条第2項の規定による審査会からの意見照会に対する回答は、意見書又は資料の送付

に係る回答書(様式第29号)によるものとする。

(意見書等閲覧請求書)

第18条の4 条例第45条第3項の規定による閲覧の求めは、意見書等閲覧請求書(様式第30号)を提出して行うものとする。

(電磁的記録に係る手数料)

第19条 条例第49条第1項の規定により規則で定める電磁的記録の公開に係る手数料は、別表の左欄に掲げる公開方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(運用状況の公表)

第20条 条例第50条の規定による条例の運用状況の公表は、告示により行うものとする。

2 実施機関は、毎年5月31日までに、前年度における保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止等請求の件数、開示決定等、訂正決定等及び利用停止等決定等の件数、非開示決定、非訂正決定及び非利用停止等決定の件数その他の条例の運用状況を記載した書類を作成して市長に提出しなければならない。

(出資法人等)

第21条 条例第53条第1項に規定する規則で定めるものは、本市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加賀市個人情報保護条例施行規則(平成15年加賀市規則第3号)又は山中町個人情報保護条例施行規則(平成17年山中町規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年9月30日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、

第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の加賀市個人情報保護条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月29日規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第19条関係)

公開方法	金額
電磁的記録を光ディスク(直径120ミリメートルで、記憶容量700メガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円
電磁的記録を光ディスク(直径120ミリメートルで、記憶容量4.7ギガバイトのものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき160円

様式第1号(第3条関係)

文書番号		個人情報取扱事務登録簿			
登録年月日		年 月 日		変更年月日	
年 月 日		年 月 日			
個人情報取扱事務を所管する組織の名称		作成	保有		
個人情報取扱事務の名称					
個人情報取扱事務の目的					
根拠法令等					
個人情報の対象者の範囲					
保有個人情報の名称					
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 住所 ☐ 電話番号 ☐ 国籍・本籍 ☐ その他()			
	家庭生活	☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ 住居状況 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他()			
	社会生活	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格・免許 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ その他()			
	財産収入等	☐ 財産・収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 取引状況 ☐ その他()			
	思想、信条等	☐ 思想、信条及び信教に関する個人情報 ☐ 個人の特質を規定する身体に関する個人情報 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 ☐ 取得根拠 ☐ 法令等(名称) ☐ 審査会の意見			
	その他	☐ 意見・要望 ☐ 相談内容 ☐ その他()			
個人情報の取得先		☐ 本人 ☐ 本人以外 本人以外 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 の区分 ☐ 民間・私人 ☐ その他() 取得根拠 条例第7条第2項第 号該当			
保有個人情報の目的外利用又は提供の状況		☐ 無 ☐ 有 利用・提 ☐ 実施機関内部 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 供先 ☐ 民間・私人 ☐ その他() 提供根拠 条例第8条第 号該当			
電子計算機等の結合による外部提供		☐ 無 ☐ 有 提供根拠 ☐ 法令等(名称) ☐ 審査会の意見			
外部委託		☐ 無 ☐ 有(内容)			

様式第2号(第5条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)(実施機関名)

(請求者)住所

氏名

(年 月 日生)

連絡先(電話番号)

加賀市個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求者の区分	1本人	2法定代理人	3本人の委任による代理人	4遺族等
開示請求に係る個人情報取扱事務の名称及び開示請求する保有個人情報の名称又は内容 (できるだけ具体的に記入してください。)				
法定代理人・遺族等が開示請求する場合における本人の状況等	本人の状況	1未成年者(年 月 日生) 2成年被後見人 3死者		
	(ふりがな) 本人の氏名			
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)		
開示の方法	1閲覧	2視聴	3写しの交付	4写しの送付

注意1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 開示請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)
- (2) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- (3) 本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人に係る(1)及び(2)に掲げる書類のほか、委任状
- (4) 遺族等が請求する場合には、遺族等に係る(1)に掲げる書類のほか、その資格等を証明する書類

次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1運転免許証	2旅券	3その他()	
法定代理人資格確認欄	1戸籍謄本	2登記事項証明書	3委任状	4その他()
死者との関係確認欄				
担当課	部(局)		課	電話番号
保有個人情報の名称				
備考				

様式第3号(第7条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり保有個人情報の全部を開示することに決定したので、加賀市個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 の 日 時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後
開 示 の 場 所	
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

- 注意1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人又は遺族等が請求し、開示を受ける際には、法定代理人又は遺族等に係る1の書類のほか、その資格等を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課へ連絡してください。

様式第4号(第7条関係)

保有個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり保有個人情報の一部を開示することに決定したので、加賀市個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 の 日 時	年 月 日 () 午前 午後 時 分から
開 示 の 場 所	
開 示 し な い 部 分	
開 示 し な い 理 由	加賀市個人情報保護条例第16条第 号に該当
※上記の理由がなくなる 期 日	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
この決定に不服がある 場 合 の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備 考	

- 注意1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人又は遺族等が請求し、開示を受ける際には、法定代理人又は遺族等に係る1の書類のほか、その資格等を証明する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課へ連絡してください。
- 4 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

様式第5号(第7条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり保有個人情報の全部を開示しないことに決定したので、加賀市個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開 示 し な い 理 由	加賀市個人情報保護条例第16条第 号に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
こ の 決 定 に 不 服 が あ る 場 合 の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備 考	

注意 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

様式第6号(第7条関係)

保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、保有個人情報の存否を明らかにできないため、開示しないことに決定したので、加賀市個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
保 有 個 人 情 報 の 存 否 を 明 ら か に し な い 理 由	
担 当 課	部(局) 課 担当者名 電話番号
こ の 決 定 に 不 服 が あ る 場 合 の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備 考	

様式第7号(第7条関係)

保有個人情報不存在による非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、保有個人情報を保有していないため、開示しないことに決定したので、加賀市個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
保 有 個 人 情 報 を 保 有 し て い な い 理 由	
担 当 課	部(局) 課 担当者名 電話番号
こ の 決 定 に 不 服 が あ る 場 合 の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備 考	

様式第8号(第8条関係)

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、加賀市個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
延 長 前 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

様式第9号(第8条関係)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、加賀市個人情報保護条例第22条の規定により、開示決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
加賀市個人情報保護条例 第22条を適用する理由	
当 初 の 決 定 期 限	年 月 日
保有個人情報のうちの相当部分について開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について 開 示 決 定 等 を す る 期 限	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

様式第10号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

事 案 移 送 通 知 書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、次のとおり事案を移送したので、加賀市個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
移 送 を し た 実 施 機 関 名	
移 送 を 受 け た 実 施 機 関 名	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

注意 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

様式第11号(第10条関係)

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

加賀市個人情報保護条例第14条の規定により開示請求のあった保有個人情報に、あなた(貴)に関する情報が含まれていますので、同条例第24条第1項・第2項の規定により通知します。

開示について御意見があれば、保有個人情報の開示に係る意見書(様式第12号)により
年 月 日までに回答してください。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
保有個人情報に含まれて いるあなた(貴)に関する情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先 (担 当 課)	部(局) 課 担当者名 電話番号
加賀市個人情報保護条例 第 2 4 条 第 2 項 第 1 号 又は第2号の規定の適用 の区分及び当該規定を 適 用 す る 理 由	
備 考	

様式第12号(第10条関係)

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

(宛先)(実施機関名)

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

開 示 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
意 見	1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由
備 考	

注意1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 2を○印で囲んだ場合には、(1)支障がある部分及び(2)支障がある理由について、できるだけ具体的に記載してください。

様式第13号(第10条関係)

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

あなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求について、次のとおり開示することを決定したので、加賀市個人情報保護条例第24条第3項の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備考	

注意 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第14号(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)(実施機関名)

(請求者)住 所
氏 名
(年 月 日生)
連絡先(電話番号)

加賀市個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求を求める内容及び理由		
法定代理人・遺族等が訂正請求する場合における本人の状況等	本人の状況	1未成年者(年 月 日生) 2成年被後見人 3死者
	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

注意1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 訂正請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
- (2) 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)
- (3) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(2)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
- (4) 本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人に係る(2)及び(3)に掲げる書類のほか、委任状
- (5) 遺族等が請求する場合には、遺族等に係る(2)に掲げる書類のほか、その資格等を証明する書類

3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1運転免許証 2旅券 3その他()
法定代理人資格確認欄	1戸籍謄本 2登記事項証明書 3委任状 4その他()
死者との関係確認欄	
担当課	部(局) 課 電話番号
備考	

様式第15号(第13条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり保有個人情報の全部を訂正することに決定したので、加賀市個人情報保護条例第30条第1項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	
訂正をする内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備考	

様式第16号(第13条関係)

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 年 月 日
号 日

様

(実施機関名)



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり保有個人情報の一部を訂正することに決定したので、加賀市個人情報保護条例第30条第1項の規定により通知します。

訂 正 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 を す る 内 容	
訂 正 を し な い 部 分	
訂 正 を し な い 理 由	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課	部(局) 課 担当者名 電話番号
この決定に不服がある 場 合 の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備 考	

様式第17号(第13条関係)

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり保有個人情報の全部を訂正しないことに決定したので、加賀市個人情報保護条例第30条第2項の規定により通知します。

訂 正 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
訂 正 し な い 理 由	
担 当 課	部(局) 課 担当者名 電話番号
この決定に不服がある 場 合 の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備 考	

様式第17号の2(第13条関係)

保有個人情報の訂正決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 

あなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報の訂正請求について、次のとおり訂正することを決定したので、加賀市個人情報保護条例第30条第4項において準用する同条例第24条第3項の規定により通知します。

保 有 個 人 情 報 の 内 容	
訂正請求に係る保有個人情報に 含まれているあなた(貴) に 関 す る 情 報 の 内 容	
訂 正 決 定 を し た 理 由	
訂 正 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 課	部(局) 課 担当者名 電話番号
備 考	

様式第18号(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、加賀市個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求のあった 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備考	

様式第19号(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、加賀市個人情報保護条例第31条第3項の規定により、訂正決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

訂 正 請 求 の あ っ た 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
加賀市個人情報保護条例第 31条第3項を適用する理由	
当 初 の 決 定 期 限	年 月 日
訂 正 決 定 等 を す る 期 限	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

様式第20号(第15条関係)

保有個人情報利用停止等請求書

年 月 日

(宛先)(実施機関名)

(請求者)住 所
氏 名
(年 月 日生)
連絡先(電話番号)

加賀市個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

利用停止等請求する保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止等請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止等請求を求める内容及び理由		
法定代理人・遺族等が利用停止等請求する場合における本人の状況等	本人の状況	1未成年者(年 月 日生) 2成年被後見人 3死者
	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

- 注意1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 利用停止等請求の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
- (1) 利用停止等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等
 - (2) 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)
 - (3) 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る(2)に掲げる書類のほか、法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本、登記事項証明書等)
 - (4) 本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人に係る(2)及び(3)に掲げる書類のほか、委任状
 - (5) 遺族等が請求する場合には、遺族等に係る(2)に掲げる書類のほか、その資格等を証明する書類
- 3 開示決定を受けた保有個人情報であることの確認のため、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

次の欄は、記入しないでください。

請求者本人確認欄	1運転免許証 2旅券 3その他()
法定代理人資格確認欄	1戸籍謄本 2登記事項証明書 3委任状 4その他()
死者との関係確認欄	
担当課	部(局) 課 電話番号
備考	

様式第21号(第16条関係)

保有個人情報利用停止等決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止等については、次のとおり保有個人情報の全部を利用停止等することに決定したので、加賀市個人情報保護条例第35条第1項の規定により通知します。

利用停止等請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止等をする内容	
利用停止等の年月日	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

様式第22号(第16条関係)

保有個人情報部分利用停止等決定通知書

第 年 月 日 号

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止等については、次のとおり保有個人情報の一部を利用停止等することに決定したので、加賀市個人情報保護条例第35条第1項の規定により通知します。

利用停止等請求のあった保有個人情報の内容	
利用停止等をする内容	
利用停止等をしない部分	
利用停止等をしない理由	
利用停止等の年月日	年 月 日
担当課	担当者名 部(局) 課 電話番号
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備考	

様式第23号(第16条関係)

保有個人情報非利用停止等決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止等については、次のとおり保有個人情報の全部を利用停止等しないことに決定したので、加賀市個人情報保護条例第35条第2項の規定により通知します。

利用停止等請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止等しない理由	
担 当 課	部(局) 課 担当者名 電話番号
この決定に不服がある 場 合 の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、加賀市長に対して、審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、加賀市を被告として(訴訟において加賀市を代表する者は加賀市長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。
備 考	

様式第23号の2(第16条関係)

保有個人情報の利用停止等を決定した旨の通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 

あなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報の利用停止等の請求について、次のとおり利用停止等をする事を決定したので、加賀市個人情報保護条例第35条第4項において準用する同条例第24条第3項の規定により通知します。

保有個人情報の内容	
利用停止等の請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴)に関する情報の内容	
利用停止等をする事を決定した理由	
利用停止等を実施する日	年 月 日
担当課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備考	

様式第24号(第17条関係)

保有個人情報利用停止等決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止等については、次のとおり利用停止等決定等の期間を延長したので、加賀市個人情報保護条例第36条第2項の規定により通知します。

利用停止等請求のあった 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備考	

様式第25号(第17条関係)

保有個人情報利用停止等決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止等については、加賀市個人情報保護条例第36条第3項の規定により、利用停止等決定等をする期間を次のとおりとしましたので通知します。

利用停止等請求のあった 保有個人情報の内容	
加賀市個人情報保護条例 第36条第3項を適用する 理由	
当初の決定期限	年 月 日
利用停止等決定等をする 期限	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

様式第26号(第18条関係)

個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、次のとおり加賀市個人情報保護審査会に諮問したので、加賀市個人情報保護条例第38条の規定により通知します。

開示請求のあった 保有個人情報の内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

様式第27号(第18条の2関係)

審査請求に係る第三者情報の開示決定等についての通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

あなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報の(開示・訂正・利用停止等)請求について、次のとおり(開示・訂正・利用又は提供を停止)することを決定したので、加賀市個人情報保護条例第39条の規定により通知します。

保 有 個 人 情 報 の 内 容	
開示請求・訂正請求・利用停止等請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴)に関する情報の内容	
開示・訂正・利用又は提供の停止の決定をした理由	
開示・訂正・利用又は提供の停止を実施する日	年 月 日
担 当 課	担当者名 部(局) 課 電話番号
備 考	

様式第28号(第18条の3関係)

第 号
年 月 日

様

加賀市個人情報保護審査会
会長 

意見書又は資料の送付に係る意見照会書

加賀市個人情報保護条例第45条第1項の規定に基づき、あなた(貴)以外の審査請求人等に対して、あなた(貴)が条例第41条第4項若しくは条例第43条第1項の規定により提出された意見書又は資料の写しを送付することについて御意見があれば、別紙「意見書又は資料の送付に係る回答書」により回答してください。

なお、次の提出期限までに回答がない場合は、御意見がないものとして取り扱わせていただきますので、その旨御了解ください。

意見書又は資料の提出年月日	年 月 日
回 答 書 の 提 出 期 限	年 月 日
備 考	

様式第29号(第18条の3関係)

年 月 日

(宛先)加賀市個人情報保護審査会会長

住 所(所在地)

氏 名(名 称)

電話番号

ファクシミリ番号

意見書又は資料の送付に係る回答書

年 月 日付で照会のあった件について、次のとおり回答します。

回 答	☐ プライバシーの侵害となるか否か。 ア 侵害となる。 その理由 ☐ あなた又はあなたの会社・団体に著しい不利益を与えることになるか否か。 ア 不利益となる。 その理由 ☐ 貴団体との協力関係及び事務事業の円滑な運営等に支障を及ぼすことになるか否か。 ア 支障を及ぼす。 その理由 ☐ プライバシーの侵害とならない。 イ 侵害とならない。 ☐ あなた又はあなたの会社・団体に著しい不利益とならない。 イ 不利益とならない。 ☐ 貴団体との協力関係及び事務事業の円滑な運営等に支障を及ぼさない。 イ 支障を及ぼさない。
そ の 他	

様式第30号(第18条の4関係)

年 月 日

(宛先)(実施機関名)

請求者	住所 〔法人その他の団体にあ っては、主たる事務所 又は事業所の所在地〕	
	氏名 〔法人その他の団体にあ っては、名称及び代表 者の氏名〕	
	連絡先電話番号	

意見書等閲覧請求書

加賀市個人情報保護条例第45条第3項の規定により、次のとおり意見書又は資料の閲覧を請求します。

意見書又は資料の提出年月日	年 月 日
備 考	

様式第1号(第3条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第7条関係)
様式第4号(第7条関係)
様式第5号(第7条関係)
様式第6号(第7条関係)
様式第7号(第7条関係)
様式第8号(第8条関係)
様式第9号(第8条関係)
様式第10号(第9条関係)
様式第11号(第10条関係)
様式第12号(第10条関係)
様式第13号(第10条関係)
様式第14号(第12条関係)
様式第15号(第13条関係)
様式第16号(第13条関係)
様式第17号(第13条関係)
様式第17号の2(第13条関係)
様式第18号(第14条関係)
様式第19号(第14条関係)
様式第20号(第15条関係)
様式第21号(第16条関係)
様式第22号(第16条関係)
様式第23号(第16条関係)
様式第23号の2(第16条関係)
様式第24号(第17条関係)
様式第25号(第17条関係)
様式第26号(第18条関係)
様式第27号(第18条の2関係)

様式第28号(第18条の3関係)

様式第29号(第18条の3関係)

様式第30号(第18条の4関係)